

新型コロナウイルス緊急対策本部の今後の取組について

令和5年7月25日

新型コロナウイルス緊急対策本部

新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられ、社会全体がコロナ禍前の経済活動、日常生活を取り戻しつつある。一方で、ウイルスの特性が変わったわけではなく、新たな変異株の発生を含め、次の感染症危機に備えるためには、前例がない中で取り組んできたコロナ対策を教訓として、課題や対応策等を整理し、国の対応を求めていく必要がある。

併せて、「国と地方が一致して更なる感染拡大防止に向けた対策を展開すること」を目的として設置した緊急対策本部の今後の在り方について、今後の感染動向や保健・医療提供体制の整備状況等を見極めながら、以下のとおり進めることとしたい。

1 次の感染症危機に備えた提言について ～コロナ対策から得た教訓～

(1) 主旨

3年以上にわたって取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策から、次の感染症危機において参考とすべき取組や想定される課題、その対応策等を整理し、内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構の体制を含め、感染状況や地方の実情に応じた機動的かつ効果的な対応が可能となるよう、国に対して提言を行う。

(2) 提言のポイント（視点）

- ① 国と地方の連携（地方の実情に応じた対応）
- ② 保健・医療提供体制の充実・強化（平時・有事）
- ③ ワクチン接種の推進・治療薬の確保 など

2 新型コロナウイルス緊急対策本部の今後の在り方について

(1) 今後の方針

専門家からは既に第9波が始まっている可能性があるとの指摘がなされるなど、この夏の全国的な感染拡大が懸念されることや、5類移行に関する経過措置の取扱いを含め、幅広い医療機関での外来診療・入院対応やワクチン接種に課題があることから、当面の間、本部体制を継続する。

こうした課題の解決を前提として、今後、オミクロン株と病原性が大きく異なる変異株が出現するなど、感染動向や重症化リスクに特段の変更が生じない限り、今年度末をもって、新型コロナウイルス緊急対策本部を廃止する。

(2) 緊急対策本部廃止後の対応

新型コロナウイルスを含め、次の感染症危機に関する必要な対応については、社会保障常任委員会において、地方の現場の課題を集約し、国に対して提言していく。